

秘密保持誓約書

_____（以下「甲」という。）は、宇都宮市（以下「乙」という。）
に対し、宇都宮市学校デジタル学習基盤整備事業に係る情報提供依頼（以下、「本R F I」
という。）に係る情報提供にあたり、秘密保持に関する以下の条項を遵守することを誓約す
る。

（定義）

第1条 この誓約でいう秘密とは、文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が
秘密として指定した上で開示される本R F Iに関する情報で、公には入手できない情報
をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）乙より開示された時点で、既に公知となっていた情報
- （2）乙より開示された後、甲の責によらず公知となった情報
- （3）乙より開示された時点で、既に甲が保有していた情報
- （4）乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- （5）正当な権限を有する第三者から開示を要請された情報

（秘密保持）

第2条 甲は、厳に秘密を保持するものとし、乙の書面による事前の承認なくして、第三者
（甲の役員及び従業員並びに甲が業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理
士その他の顧問契約をしている助言者を除く。）に対して、秘密を開示してはならない。

2 甲は、乙の書面による事前の承認なくして、秘密が記録された文書及び電磁的記録を複
製してはならない。

3 甲は、秘密が漏洩することがないように、乙から開示された秘密が記録された文書及び電
磁的記録並びに乙の事前の承認を得て作成した複製物（以下「秘密情報」という。）の施
錠可能な場所への保管等適切な措置を講じなければならない。

第3条 甲は、本R F Iの目的の範囲内で甲の役員及び従業員並びに甲が業務を委託する
事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約をしている助言者に対して秘
密を開示するときは、これらの者に対しても甲の責任において秘密を保持しなければな
らない。

（目的外利用の禁止）

第4条 甲は、秘密を本R F Iのために必要な限りにおいて利用するものとし、本R F I以
外の目的に一切利用してはならない。

（秘密情報の返還）

第5条 甲は、本R F Iの終了日又は乙から請求があったときは、秘密情報を速やかに乙に返還しなければならない。

(有効期間)

第6条 本誓約に定める秘密保持及び利用制限に関する甲の義務は、各秘密の開示を受けた日から発生し、秘密情報の返還後も有効に存続するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲がこの誓約に違反したときは、甲は違反状態の改善の義務を負うものとする。
2 甲は、秘密を外部に開示又は漏洩したときは、これに起因する乙又は第三者の損害を賠償しなければならない。

(信義則)

第8条 甲は、信義を重んじ、誠実にこの誓約を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第9条 この誓約に関する紛争については、乙の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第10条 この誓約書に定めのない事項及びこの誓約の遵守に関し疑義を生じたときは、甲は、乙と協議しなければならない。

令和 年 月 日

甲：住 所 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____